

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社NEW ART HOLDINGS			コード	7638
提出日	2025/7/1	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議され承認された為				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	妙見 聡子	社外取締役	○													○		
2	小山 政彦	社外取締役														○		
3	高井 章光	社外監査役	○													○		
4	船山 雅史	社外監査役	○													○		
5	佐藤 純夫	社外監査役	○													○		
6	法木 安城	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		妙見聡子氏は、長期に亘り社外監査役及び社外取締役として当社の経営に関与頂いております。今後も広告制作会社の経営者としての経験を活かしながら、女性取締役として当社グループの事業運営に貢献して頂く事を期待し選任しております。また、独立のかつ中立的な立場から当社の取締役として職責を十分に果たすことが可能であり、更に一般株主と利益相反の生じる恐れもないことから独立役員として選任しております。
2		小山政彦氏は、長年に亘る経営コンサルタント且つ経営者としての豊富な知見を活かし、当社グループの事業運営に幅広く貢献して頂きたいと考えており、外部からの視点で意見を頂けることを期待しております。
3		高井章光氏は、弁護士としての法令についての高度で専門的な見解と客観的な立場からの視点を当社の監査に反映して頂ける事を期待し、選任しております。同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、独立のかつ中立的な立場から当社の取締役として職責を十分に果たすことが可能であり、更に一般株主と利益相反の生じる恐れもないことから独立役員として選任しております。
4		船山雅史氏は、公認会計士として高度で専門的な見解と他の企業で経験した社外監査役、社外取締役としての実績を勘案し選任しております。同氏は過去に社外監査役となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、独立のかつ中立的な立場から当社の当社の監査役として職責を十分に果たすことが可能であり、更に一般株主と利益相反の生じる恐れもないことから独立役員として専任しております。
5		佐藤純夫氏は、税理士として高度で専門的な見解と東京国税局での長年の経験が当社の監査体制の強化に繋がり社外監査役として適任と判断し選任しております。同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、独立のかつ中立的な立場から当社の監査役として職責を十分に果たすことが可能であり、更に一般株主と利益相反の生じる恐れもないことから独立役員として選任しております。
6		法木安城氏は、税理士と公認会計士としては高い専門的知見を有しており、監査業務やIPO準備企業における予備調査、内部統制構築支援業務等に従事されておりました。その他、M&A案件に関するデューデリジェンスや企業価値評価に従事された経験をいかして当社の成功企業パートナー連合推進と管理体制強化に貢献していただきたいと考えております。また、独立のかつ中立的な立場から当社の取締役として職責を十分に果たすことが可能であり、更に一般株主と利益相反の生じる恐れもないことから独立役員として選任しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。